

港湾区域等に風力発電施設を設置する場合の
占用等の許可基準等の参考指針

平成23年6月

国土交通省 港 湾 局

1. 目的

平成 21 年 3 月 25 日に交通政策審議会より答申を受けた「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方」において、太陽光発電その他の再生可能エネルギー（風力発電含む）の活用促進を図っていくことが重要とされ、昨年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」において、強みを活かす成長分野の一つとして、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略が掲げられ、再生可能エネルギー（風力発電含む）の普及拡大支援策等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新するとされており、グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクトにおいて、公有水面の利用促進等による洋上風力開発の推進等への道を開くとされている。また、昨年 9 月 10 日に閣議決定された「新成長戦略に向けた3段階の経済対策」においては、日本を元気にする規制改革100の事項の一つとして、「再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し」を図るため、「港湾における風力発電開発を推進するため、港湾の利用・保全に著しく影響を与える判断基準の明確化について措置を講じる」とこととされている。

国土交通省港湾局としては、各港湾における風力発電施設の設置実績等を踏まえると、港湾における風力発電施設の設置に伴う占用等の許可申請も増加するものと予想されるため、今般、港湾管理者が、港湾区域等において風力発電施設を設置するに当たって必要となる占用等の許可基準の参考指針（以下、「本指針」という。）を作成した。

港湾区域や臨港地区等の港湾空間は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営等が図られるよう管理される必要があるが、占用等の許可については、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）（以下、「法」という。）第 37 条第 1 項に規定され、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 8 項に規定する自治事務として整理されている。

本指針は、各港湾管理者が、港湾区域等に風力発電施設を設置する場合に必要な港湾法第 37 条第 1 項の規定に基づく許可基準を策定すること等により、港湾の利用・保全に著しく影響を与える許可基準の明確化を図るための参考として作成したものであり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言となるものである。

なお、本指針は、3(3)、(7)のうち「風力発電のための環境影響評価マニュアル」による環境影響評価の実施に係る事項及び 4(2)③を除き、港湾区域等に他の再生可能エネルギー等に係る施設を設置する場合についても準用できるものである。

2. 定義

- (1) 本指針において、「港湾管理者」とは、法第 2 条第 1 項に規定する港湾管理者をいう。
- (2) 本指針において、「港湾区域等」とは、法第 2 条第 3 項に規定する港湾区域及び法第 37 条第 1 項に規定する港湾隣接地域をいう。
- (3) 本指針において、「基本方針」とは、法第 3 条の 2 第 1 項に規定する基本方針をいう。
- (4) 本指針において、「港湾計画」とは、法第 3 条の 3 第 1 項に規定する港湾計画をいう。
- (5) 本指針において、「風力発電施設」とは、基礎、タワー、ブレード、電柱、送電線、埋設管その他の風力発電事業に必要な施設をいう。
- (6) 本指針において、「占用等の許可」とは、法第 37 条第 1 項第 1 号から第 4 号に規定する行為の許可をいう。

3. 許可基準を明確化するための参考指針

各港湾管理者において、風力発電施設の設置に伴う占用等の許可基準を策定すること等により、港湾の利用・保全に著しく影響を与える許可基準が明確化されることは、占用等の許可の申請を行おうとしている者にとって一つの目安となるばかりでなく、審査する各港湾管理者にとっても判断基準となるものであることから、地域の実情を踏まえつつ、以下の観点を踏まえて検討することが望ましい。

(1) 立地の合理性

風力発電施設を港湾区域等に設置することが港湾の適正かつ合理的な利用であると認められること。

(2) 事業の公益性、確実性等

- ① 申請者の風力発電事業を遂行するための資力及び信用、関係法令の許認可（建築確認を含む。）の取得又はその見込み及び電力の用途（発生電力の全部又は一部が一般電気事業の用に供されること）など、事業の公益性及び事業実施の確実性が確保されていること。
- ② 事業の廃止、占用許可の期間満了時等における風力発電施設の撤去及び原状回復が適切に行われることが確実であること。これについては、申請者の資力及び信用、並びに申請者の資力及び信用に応じた風力発電施設の撤去及び原状回復に係る適切な計画が策定されていることなどにより判断すること。

(3) 風力発電施設の安全性

- ① 日本工業規格 JIS-C1400-1 に定める風車規格のクラスが設置場所で想定される風速（日本型風力発電ガイドライン台風・乱流対策編（平成 20 年 3 月独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）5.1 に定める極値風速等）に応じた適切なものとなっていること。
- ② 地震、波浪、潮流その他の作用に対し、風力発電施設が安全な構造であること。

※②の判断に当たっては、社団法人日本港湾協会が発行する「港湾の施設の技術上の基準・同解説」を踏まえて判断すること。なお、水域において風力発電施設を設置する場合の基礎の安全性については、財団法人沿岸技術研究センターが発行する「洋上風力発電の技術マニュアルー基礎工法に重点をおいてー」も参考として判断すること。

(4) 港湾の開発、利用又は保全への影響

風力発電施設の設置による港湾の開発、利用又は保全への影響については、以下に掲げる事項を満たすこと。

- ① 他の港湾施設の維持及び整備に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 他の港湾施設の用途又は目的を著しく妨げるものでないこと。
- ③ 周辺の船舶航行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 風力発電施設の設置により、波高が著しく高くなり、又は波力が著しく大きくなる状況を生じさせないこと。

- ⑤ 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥ その他港湾の開発、利用又は保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 港湾計画等の遂行への影響

- ① 風力発電施設の設置が基本方針を踏まえ当該港湾の開発、利用又は保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。なお、港湾計画が定められている港湾にあっては、風力発電施設の設置が港湾計画の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 土地の利用に関する計画の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 他の公共性の高い事業のための占用等の計画に支障を及ぼさないものであること。

(6) 海岸保全区域への影響

海岸法(昭和31年法律第101号)第5条第3項及び同条第4項の規定に基づき、港湾管理者が管理する海岸保全区域内に、風力発電施設を設置する場合は、以下の基準に該当すること。

- ① 海岸の防護に関し、以下に掲げる事項を満たすこと。
 - i) 地質的に脆弱な場所に設置しないこと。ただし、基礎の補強等の適切な措置を講じる場合にあっては、この限りではない。
 - ii) 風力発電施設の設置により、波高が著しく高くなり、又は波力が著しく大きくなる状況を発生させないこと。
 - iii) 風力発電施設の設置により、漂砂の流れが著しく変化し、又は海浜形状が大きく変化する状況を発生させないこと。
 - iv) 風力発電施設の工事に係る影響が、海岸保全施設に及ばないこと。
 - v) その他海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 風力発電施設の設置が、海岸保全施設の新設、改良等に関する工事及び海岸保全区域等の日常的な管理の支障とならないこと。
- ③ 風力発電施設の設置が、当該海岸保全区域等を含む海岸について定められている海岸保全基本計画に沿ったものであること。また、水面又は公共海岸の土地における風力発電施設の設置は、他の者の海岸の利用を著しく妨げるものでないこと。

(7) 景観及び環境との調整

景観及び環境に関し、以下に掲げる事項を満たすこと。

- ① 景観法(平成16年法律第110号)第8条第2項第5号口に規定する景観重要公共施設である港湾法による港湾については、景観計画に定められた占用等の許可の基準に適合すること。また、海岸法第5条第3項及び同条第4項の規定に基づき港湾管理者が管理する海岸保全区域における、景観法第52条に規定する景観重要海岸についても、景観計画に定められた占用等の許可の基準に適合すること。
- ② 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する名勝、自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する特別保護地区、海域公園地区又は第1種特別地域その他良好な景観を保全すべき場所に設置するものではないこと。

- ③ ②の地域以外の場所に設置する場合にあっては、周囲の景観と調和が図られているものであること。
- ④ 港湾区域等において生息・生育する動植物について、重要な種及び注目すべき生息地・群落の分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況に著しい影響を与えないこと。
- ⑤ その他港湾環境の保全に著しい影響を与えないこと。

上記③から⑤までの事項の判断に当たっては、地方公共団体が定める条例により当該項目について環境影響評価の実施が義務付けられているものにあつては当該条例に基づく環境影響評価の結果を基準に判断し、条例により義務付けられていないものにあつては独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が発行する「風力発電のための環境影響評価マニュアル」により当該項目について環境影響評価を実施させた上で、当該マニュアルに基づく環境影響評価の当該項目に係る結果を基準に判断すること。

4. 占用等の許可に当たっての留意事項

港湾区域等における占用等の許可に当たっては、以下の点について留意することが望ましい。

(1) 占用等の許可に当たっての意見聴取

港湾管理者は、風力発電施設の設置について占用等の許可を行おうとする場合には、原則として、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くものとする。

(2) 許可条件

風力発電施設の設置に係る占用等の許可に当たっては、以下に掲げる条件を付すものとする。

- ① 風力発電施設の設置に係る占用等の許可を受けた者が風力発電施設の工事に着手するときは、7日前までに港湾管理者に届け出ること。
- ② 風力発電施設の設置に係る占用等の許可を受けた者は、工事が完了した時点で、当該施設が占用等の許可の内容又は当該許可に付した条件に適合することについて、港湾管理者の確認を受けなければ、その使用を開始してはならないこと。
- ③ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第50条の2の規定に基づき、定格出力500kW以上の風力発電所にあつては、事業用電気工作物の使用前安全管理検査を行い、その結果の記録を提出すること。
- ④ 港湾管理者が占用等の状況、許可条件の履行状況等に関する報告を求めた場合に、その求めに応じること。
- ⑤ 緊急時の情報伝達体制を整備すること。
- ⑥ 事業の廃止、占用許可の期間満了時等に風力発電施設を撤去し、原状回復すること。

(3) 占用等の許可の期間

占用等の許可の期間は、10年以内で当該港湾区域等の状況、当該占用の態様等を考慮して適切なものとする。

以上